第三条第四項及び第五項	第九条第四項第三号イ(2)	附則第四条第一項の規定により読み替えられた算定政令第九条第四項第三号イ(2)
	被保険者	一般被保険者
第四条（見出しを含む。）	被保険者	一般被保険者
	第九条第五項第一号	附則第四条第一項の規定により読み替えられた算定政令第九条第五項第一号
第五条（見出しを含む。）	被保険者	一般被保険者
	第九条第六項第一号イ(1)	附則第四条第一項の規定により読み替えられた算定政令第九条第六項第一号イ(1)
第六条（見出しを含む。）	被保険者	一般被保険者
	第九条第六項第一号イ(2)	附則第四条第一項の規定により読み替えられた算定政令第九条第六項第一号イ(2)
第七条（見出しを含む。）	被保険者	一般被保険者
	第九条第六項第一号ロ(2)	附則第四条第一項の規定により読み替えられた算定政令第九条第六項第一号ロ(2)
第八条（見出しを含む。）	被保険者	一般被保険者
	第九条第六項第二号ロ(1)	附則第四条第一項の規定により読み替えられた算定政令第九条第六項第二号ロ(1)
第九条（見出しを含む。）	被保険者	一般被保険者
	第九条第六項第二号ロ(2)	附則第四条第一項の規定により読み替えられた算定政令第九条第六項第二号ロ(2)
第十条第三項		並びに退職被保険者等に係る保険料（地方税法の規定による国民健康保険税を含む。第十六条第三項において同じ。）を除く